

引用

・理由

今後、個人情報を含めた様々なパーソナルデータの利活用が期待される中においては、この容易照合性の考え方が新サービスの提供可否に大きく影響してくると考えるため、プライバシーの保護に配慮しつつも、データ利活用の促進につながるような法解釈の検討をして頂きたいと考えます。

【意見 2】

・該当箇所

第 3 Ⅱ 1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い (10/17 ページ)

個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じることとする。

・意見内容

大綱の柱である「本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等」について賛同します。

一方で、第三者提供や目的外利用において「特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、～(略)～適正な取扱いを定める」と示されていますが、データの加工処理方法等の適正な取扱いについては、大綱の趣旨に照らし、「利活用の壁」となることのないよう整理して頂くことを要望します。

特に、データの加工処理方法については、加工方法(例えば、住所を都道府県単位に加工、異なる事業者間で利用可能な識別子は別の識別子・IDに変換する、識別子を定期的に変更する、等)をケースに応じて選択可能とする等、柔軟なアプローチで整理する必要があると考えます。

・理由

個人が特定される可能性を低減させる加工において、データの利活用における有用性と当該データ内の個人の特定性を低減させることは、トレードオフの関係にあるため、取扱い全般について一律に定めることはデータそのものの価値を損ねる等の懸念もあると考えます。

【意見 3】

・該当箇所

第 3 Ⅲ 1 (1) 保護対象の明確化及びその取扱い (11/17 ページ)

個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする。

保護対象の見直しについては、事業者の組織、活動の実態及び情報通信技術の進展など社会の実態に即した柔軟な判断をなし得るものとなるよう留意するとともに、技術の進展や新たなパー

ソナルデータの利活用のニーズに即して、機動的に行うことができるよう措置することとする。

なお、保護の対象となる「個人情報」等の定義への該当性については、第三者機関が解釈の明確化を図るとともに、個別の事案に関する事前相談等により迅速な対応に努めることとする。

・意見内容

大綱においては、「個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定める」ことが示されておりますが、仮に今後「個人の身体的特性に関するもの」ではないパーソナルデータについても見直しや明確化に向けて整理する場合には、多様なデータの利活用の機会を損なわないよう、利活用推進の側面も考慮した検討・判断が必要であると考えます。

具体的には、パーソナルデータの中には、特定の情報それ自体では個人が特定される可能性が低いものもあるため、それらデータの取扱いによるプライバシー上の問題点や個人の権利・利益の侵害、トラブル状況等の現状分析を行った上で事例に応じた判断を頂くことを要望します。

・理由

「現時点では保護の対象と明確になっていない情報」の中には、既存のビジネスや将来のビジネス、例えば広告配信や人の流動性を把握するようなサービス等に有益かつ不可欠のものがあり、それらの情報自体は単なる数値や記号の羅列であるため、個人が特定される可能性が低い情報も存在します。仮に、それらの情報が保護対象として一律に定義され、厳格な取扱いが課された場合、既存のビジネスの提供方法・条件の見直しが必要となり、さらには将来、効率的なビジネス展開等が困難になるといった事業への影響が懸念されます。

【意見 4】

・該当箇所

第 3 Ⅲ 1 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し

③個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定 (12/17 ページ)

個人情報取扱事業者がオプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ることとするほか、第三者機関は届け出られた事項を公表するなど、必要な措置を講じることとする。

④共同利用 (12/17 ページ)

共同利用については、個人情報取扱事業者において現行法の解釈に混乱が見られるとの指摘があるところであり、個人データを共同して利用する者の全体が一つの取扱事業者と同じであると本人が捉えることができる場合のみ共同利用が認められるものであるという現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図ることとする。

・意見内容

③個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定

「オプトアウト規定を用いて第三者提供を行う場合には、現行法の要件に加え、第三者機関に対し、法に定める本人通知事項等を届け出ること」を定めるのであれば、大綱で示された通り、

現に適切な取扱いを行っている事業者等への影響に留意しつつ、適用対象及び手続等については必要かつ最低限にして頂きたいと考えます。

また、事業者が届け出た上記の情報を本人が容易に確認できるシステム等の環境を整備することが重要であると考えます。

④共同利用

現行法の趣旨を踏まえた運用の徹底を図るに当たり、既存のビジネスへの影響等も踏まえて実施して頂く必要があると考えます。

・理由

③個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定

現時点においてもオプトアウトで第三者提供を行っている事例は、多く存在すると想定される場所ですが、今回の改正により、仮に、全ての個人データを対象とし、さらにそのデータの第三者への提供の都度、法に定める本人通知事項等を届け出るとなれば、事業者の運用等への影響が大きくなることが想定されます。

また、個人データの本人により該当事業者を容易に把握できる環境が十分に整理されなかった場合、個人データの本人だけでなく、届け出を行った事業者にとっても意味のない取り組みになってしまうことを懸念します。

④共同利用

個人データを共同で利用しているケースが既に存在するため、運用方法の変更によっては既存のビジネスに多大な影響等が生じる可能性も否定できません。仮に見直しの結果、共同利用が認められなくなり、個別の同意の取り直しが必要と判断された場合、契約者数等から鑑みて対応が困難であるケースも存在すると考えます。

【意見 5】

・該当箇所

第3 IV 1 第三者機関の体制整備

(1) 設置等 (13/17 ページ)

この第三者機関は、番号法に規定されている業務に加えて、パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行うこととする。

(3) 各府省大臣との関係 (14/17 ページ)

第三者機関の設置に伴い、前述の権限等を第三者機関に付与するに当たっては、第三者機関を中心とする実効性ある執行・監督等が可能となるよう各府省大臣との関係を整理する。整理に当たっては、独立した第三者機関を設置する趣旨に鑑み、第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、重畳的な執行を回避し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行うこととする。

・意見内容

(1) 設置等

個別の事案に関して事業者による第三者機関への事前相談等が可能となることは、同機関の活用の在り方として有用であると考えます。しかしながら、これを義務付けることは避けるべきであり、事業者が迅速なサービス展開を行っていく上での一助となるよう柔軟な体制整備が行われることが肝要と考えます。

(3) 各府省大臣との関係

第三者機関と各府省大臣との関係の整理に当たっては、二重行政とならないよう、事業者の対応負荷等も踏まえた体制を構築して頂くことを要望します。

・理由

(1) 設置等

第三者機関への事前相談等が義務となる場合、事業者にとって新サービスの提供時はもちろんのこと、既存サービスについても提供条件変更の都度対応が必要となり、事業者側の判断で迅速かつ柔軟にサービスを展開することが難しくなると考えられます。

加えて、例えば、電気通信サービスにおける通信の秘密に該当するデータのように、個人情報保護法の他、電気通信事業法の規制の適用を受けるものもある等、パーソナルデータの中には他の業法の規制の適用を受けるものも存在することを考えると、事業者が第三者機関と各府省庁の両者に対して対応をせざるを得なくなることが容易に想定されます。

(3) 各府省大臣との関係

第三者機関と各府省大臣との役割分担において連携が十分に図られない場合、事業者にとっては重畳的な対応をせざるを得なくなり、結果的に事業者側の対応において過度な負荷に係ることが懸念されます。

【意見 6】

・該当箇所

第 3 IV 3 開示等の在り方 (15/17 ページ)

現行法の開示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）の本人からの求めについて、裁判上の行使が可能であることを明らかにするよう開示等の請求権に関する規律を定めることとする。その際、開示等の請求が認められるための要件については、本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮し、現行法の規律を基にしつつ、濫訴防止の要請も踏まえ、規律を整理する。

・意見内容

開示等請求権に関する規律については、大綱に記載の通り「本人の権利利益の保護と事業者の負担とのバランスに配慮」頂きたいと考えます。特に、「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」はその規律の対象外とすることが適当であると考えます。

・理由

「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」については、データを保有している事業者内においても基本的には特定の個人が識別できないため、開示等の求めがあった個人のデータ

を識別し、そのデータの開示等の対応を行うことは現実的ではないと考えます。

【意見 7】

・ 該当箇所

第 3 V グローバル化への対応

1 域外適用 (15/17 ページ)

国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者（以下「外国事業者」という。）に対して現行法が適用可能か明確でないため、個人情報取扱事業者の該当要件を改めることとする。

2 執行協力 (15/17 ページ)

外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供することを可能とする。

また、国際的な執行協力に関する枠組みへ参画し、有効に活用することとする。

・ 意見内容

国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者（以下「外国事業者」といいます。）に対して、現行法の適用を明確にするため個人情報取扱事業者の該当要件を見直すとともに、外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するため国際的な執行協力の枠組みに参画するという大綱に賛同します。

なお、上述の内容を担保するため、個人情報保護法に加え、それに紐づく各種ガイドライン等についても今後順次改正されると認識しておりますが、関連するガイドラインに至るまで、統括的に整理頂くことを要望します。

・ 理由

現状、外国事業者に対する国内法の適用が明確でないことにより、日本国内での外国事業者によるデータ利活用サービスと国内事業者のそれとにおいて公平な環境にないと考えます。

【意見 8】

・ 該当箇所

第 3 VII 継続的な検討課題 (16/17～17/17 ページ)

1～4 の全般について。

・ 意見内容

継続的な検討課題についても、プライバシーの保護のみならずデータの利活用を促進していくという本制度改正趣旨を十分に踏まえ、現在あるいは今後のビジネスへの影響、及び事業者への負担等にも配慮しつつ、十分な検討がなされるべきと考えます。

・ 理由

パーソナルデータの利活用は、今後、新産業・新サービスの創出が期待される分野であり、現

時点から保護の側面に偏った制度設計がなされると、新たなビジネスの芽を摘む結果にもなりかねないと思料します。

なお、検討課題として挙げられている「プライバシー影響評価（PIA）」については、保護の観点からはもちろん、個人情報 を適正に取扱っている旨が担保されるという点では事業者にとっても有用であると考えますが、その手法等が十分に確立されていないため、実効性について分析・検証をしていく必要があると考えます。

以上